

37 国税庁の使命

使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任 務

■ 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第 19 条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行う。
- ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
 - イ 関係法令を適正に適用する。
 - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行 動 規 範

■ 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

1 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

2 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

今 後 の 取 組

■ 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

38 平成20事務年度 国税庁が達成すべき目標に 対する実績の評価書(抄)

○ 実績目標2：酒類業の健全な発達の促進

1. 実績目標に関する基本的な考え方

国税庁においては、酒税の賦課及び徴収のほか、酒類業の業種所管庁として、酒類業の健全な発達を図っています。

そのため、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の変化、更には規制緩和の進展などの社会経済情勢の変化に対応し、酒税の確保及び酒類の取引の安定にも配慮しつつ、消費者、製造業、販売業全体を展望した総合的視点から必要な施策を行うとともに、未成年者飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に的確に対応するよう努めます。

2. 重点的に進める施策

該当なし

○ 業績目標2－1：消費者の視点に立ち酒類の安全性の確保等を図るとともに、酒類業の体質改善に向けた諸施策に取り組んでいきます。

1. 業績目標に関する基本的考え方

消費者の視点に立ち、酒類の安全性の確保と品質水準の向上、消費者に対する情報提供等を行うとともに、酒類製造業及び酒類販売業の体質改善を支援する必要がありますので、業界の自主的な取組の支援に努めます。

2. 平成20事務年度の事務運営の報告

(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応策

[平成20事務年度実施計画]

消費者に良質で安全な酒類が提供できるよう以下の施策を行い、市販酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ります。

イ 小売販売場から市販酒類を買い上げ、安全性や消費者が入手する段階における表示内容・品質を調査し、その結果に基づき酒類業界に対して情報提供及び技術指導を行います。

また、消費者に対しても国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) を通じて情報提供を行います。

ロ 酒類業者に対して独立行政法人酒類総合研究所の研究成果の普及をはじめとした醸

造技術の改善に関する指導等を行い、併せて安全性に対する意識の更なる向上にも取り組みます。

なお、醸造技術の改善に関する指導等については、満足度に関するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえながら指導の充実を図ります。

[施策の実施状況]

消費者に良質で安全な酒類が提供できるよう、生産・流通・消費のすべての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図りました。

酒類の安全性に関する技術的に高度な事項に関しては、食品添加物や微量成分の情報収集に努め、高度な分析が必要なものについて独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総合研究所」といいます。）へ依頼する等、連携して対応しています。

特に、事故米穀の不正規流通問題に関連し、事故米穀を原料に使用した疑いがあるとされた酒類等については、国税庁から酒類総合研究所に委託して、残留農薬等の分析を無料で実施し、分析結果を酒類総合研究所において発表しました。

イ 市販酒類買い上げ調査

市販されている酒類を買い上げて品質評価や理化学分析等を行い、その分析等の集計結果は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/shiori-gaikyo/seibun/2008/01.htm>）に公表し、分析結果などを個別の酒類製造業者に通知するとともに、技術指導・相談に活用しました。

市販酒類の買い上げ調査件数は、各県ごとに①課税移出数量が多くかつ全県的に営業活動がなされている酒類製造業者の製造する酒類、②酒類製造業者全体から一定割合で抽出した者の製造する酒類を買い上げ、数年ですべての酒類製造業者から酒類を買い上げることにしています。

国内の酒類製造業者数が減少しているため、買い上げ調査件数も減少傾向にありますが、平成17・18事務年度は、流通段階における品質管理の状況把握を目的とした調査を併せて実施したため、増加していました。

○参考指標 2-2：市販酒類買い上げ調査件数 （単位：件）

会計年度	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調査件数	4,106	4,988	5,032	3,520	3,260

（出所）課税部鑑定企画官調

（注）平成19年度までの実績値は、事務年度にて集計。

ロ 酒類製造業者の醸造技術の改善に関する指導相談

「量」から「質」への転換を促進するため、酒類総合研究所の研究成果を活用しつつ、技術講習会等を通じて酒類製造業者に対し情報周知を図るとともに、技術指導・相談を実施しました。

酒類製造業者の醸造技術の改善に関する指導相談は、酒類製造業者の大部分を占め

る技術基盤の弱い中小企業を中心として、主に希望者を対象に行いました。技術指導・相談件数は増加傾向にあります。これは製造工程の改善に対して意欲的に取り組む製造場が増加していることが要因として考えられます。

近年、清酒、焼酎及び果実酒に加え、リキュール等に対する技術指導・相談にも積極的に取り組んでいます。

なお、平成20事務年度の全体の指導件数は1,881件となっています。

また、醸造技術の改善に関する指導相談が適切に行われたかを確認するため、満足度に関するアンケート調査を実施しました。

平成20事務年度のアンケート調査結果は、全般に非常に高い満足度の評価が得られました。

一方で、今回使用したアンケート調査の様式では、酒類製造業者からの意見が十分に反映されにくい面が見受けられました。

○参考指標 2-1：酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数 (単位：件)

会計年度	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
指導相談件数	1,757	1,833	1,874	1,866	1,881

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注) 平成19年度までの実績値は、事務年度にて集計。

◎業績指標2-1：酒類製造業者の醸造技術の改善に関する指導相談の満足度 (単位：%)

会計年度	平成19年度	20年度	
		目標値	実績値
上位評価割合	97.9	80	97.2

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注1) 数値は、技術指導・相談についてのアンケート調査において、「良かった」から「悪かった」の5段階評価で上位評価（5及び4）を得た割合。

(注2) 平成19年度実績値は、事務年度にて集計。

(2) 構造・経営戦略上の問題への対応策

イ 経営改善等に対する支援

[平成20事務年度実施計画]

酒類製造業の経営改善等に対しては、業界動向を客観的に把握・分析してその結果を情報提供することにより、酒類製造業者が経営上の問題点を認識して適切な企業経営を図れるよう支援します。

また、各地の酒類業団体がきき酒会や情報交換会等を通じて消費者の意見を反映した事業を行えるよう支援するとともに、地域ブランドの確立や酒類の品質向上を支援します。

酒類販売業の経営改善等に対する支援としては、経営指導の専門家等の派遣、成功事例や各種中小企業施策に関する情報提供を積極的に行います。

[施策の実施状況]

酒類製造業者の経営改善等に対しては、①酒類製造業の業界動向を客観的に把握・分析して、その結果を国税庁ホームページを活用して情報提供するとともに、②中小企業診断士等の専門家を講師とした中小企業に対する各種施策の説明や中小酒類業者における経営革新等の取組事例等を紹介する研修会を開催し、経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。

また、各地の酒類業団体のきき酒会等を通じて消費者の意見を反映した事業を行えるよう支援するとともに、地域ブランドの確立や酒類の品質向上の取組を支援しました。

さらに、昨年度に引き続き、酒類総合研究所及び日本酒造組合中央会が東京において共同開催した全国新酒鑑評会公開きき酒会及び全国日本酒フェアを支援しました。

酒類販売業者の経営改善等に対しては、酒類製造業者と同様に、経営状況等に係る情報提供や研修会を実施しました。

ロ 輸出環境の整備等

[平成20事務年度実施計画]

海外での日本食ブームに伴い、日本文化としての酒類等への評価が高まっていることから、酒類の輸出に関する必要な手続きや諸外国の規制等に係る情報の収集及び提供のほか、海外において諸団体が行う情報発信活動を支援するなど、輸出環境の整備に努めます。

我が国が推進する経済連携協定（EPA）交渉については、国内酒類産業の実情を踏まえつつ適切に対処します。

[施策の実施状況]

国税庁ホームページに「諸外国における酒類輸入関連制度」のコーナーを設け、スイス及び中国における酒類輸入・流通に関する規制等に係る情報を広く一般に提供したほか、海外市場や輸出実務に詳しい専門家を講師とした酒類業者向けの輸出セミナーを開催し、酒類の輸出に関する手続き等の情報提供を行いました。

また、EU及び台湾向け輸出酒類に添付が求められる証明書・分析報告書については、国税庁が関係当局と発行体制の整備を行い、酒類総合研究所が国内で唯一の証明書等発行機関として分析評価等を行っています。

経済連携協定（EPA）については、相手国との協定締結交渉において、清酒等、我が国の主力輸出酒類に対する相手国の関税の引き下げ、撤廃を求めてきました。この結果、日フィリピンEPA（平成20年12月発効）において、これら酒類に係る関税の引き下げ等が実現しました。

(3) 技術面における取組と独立行政法人酒類総合研究所との連携

[平成20事務年度実施計画]

酒類の製造技術の向上と安全性の確保のため、酒類業界との意見交換を活発に行い、流通管理も含めた技術面での指導・相談を積極的に行います。

また、独立行政法人酒類総合研究所とも連携し、技術的に高度な問題に対応しつつ、酒類業の発達に資するための基盤を整備します。

(注) 平成18年度から、独立行政法人酒類総合研究所は、非公務員型の独立行政法人となり、民間・大学等とより密接な連携が図れることになりました。

[施策の実施状況]

酒類総合研究所は、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現」及び「酒類業の健全な発達」を図るという任務を担当している国税庁の所掌事務の中で、技術的・科学的に高度な部分を担っており、国税庁と密接な連携の下で効果的かつ効率的に事務の運営を行っています。

酒類の安全性に影響を及ぼす可能性のある微量成分の分析、新しい醸造技術に関する研究、国税庁所定分析法の改定業務、国税庁等がアルコール分の分析のために保有する酒精度浮ひょうの校正など、国税庁だけでは対応できない高度な技術的問題については、酒類総合研究所と連携して対応しました。

3. 平成19事務年度実績の評価結果の平成20事務年度施策等への反映状況

(1) 酒類の安全性の確保と品質水準向上への対応策

酒類製造業者による酒類の生産・提供については、酒類総合研究所と連携を図り、その研究成果を活用しつつ、酒類の品質・安全性の維持・向上に向けた技術指導を行うとともに、市販酒類の分析等を行い、酒類の安全性の確保及び品質水準の向上を図りました。

(2) 構造・経営戦略上の問題への対応策

中小酒類業者の経営改善等については、各地の酒類業組合等からの要請に基づく中小企業診断士等の専門家を講師とした研修会の実施や中小企業施策に関する情報提供等を行うことにより酒類業者の自主的な取組を支援しました。

また、輸出環境の整備については、酒類の輸出に関する手続きの情報提供や経済連携協定（EPA）交渉への対応等を行いました。

(3) 技術面における取組と独立行政法人酒類総合研究所との連携

国税庁だけでは十分な対応ができない技術的・科学的に高度な事項については、酒類総合研究所に依頼するなど、同研究所との密接な連携の下で酒類業の健全な発達や酒類の品質・安全性の確保などに取り組みました。

4. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

平成20年9月に発生した「事故米穀の不正規流通問題」では、事故米穀が酒類の原料として使用されていたことから、酒類業者も製品の回収や売上げの減少により経営に支障を

来たすなど、多大な被害を受けました。

国税庁としては、農林水産省に対し適切な経営支援措置が講じられるよう要請を行ったほか、中小企業庁に対して金融支援措置が講じられるよう要請を行いました。これにより、酒類業者に対する経営支援措置及び金融支援措置が手当てされました。

さらに、事故米穀を使用して製造された酒類の廃棄等に係る酒税法上の取扱いについて、所要の措置を講じました。

このほかの目標を巡る現状・外部要因等の動向については、「2. 平成20事務年度の事務運営の報告」において、業績指標・参考指標と併せて記述しています。

5. 今後の施策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

イ 酒類の安全性の確保と品質水準向上への対応策

引き続き推進 改善・見直し 廃止

ロ 構造・経営戦略上の問題への対応策

引き続き推進 改善・見直し 廃止

ハ 技術面における取組と独立行政法人酒類総合研究所との連携

引き続き推進 改善・見直し 廃止

(2) 施策への反映に向けた提言

イ 酒類の安全性の確保と品質水準向上への対応策

市販酒類の分析等や酒類の表示義務事項等の確認を行い、また、酒類製造業者に対して、酒類総合研究所の研究成果の普及をはじめとした醸造技術の改善に関する指導等を行い、酒類の安全性の確保及び品質水準の向上を図っていきます。

なお、平成21事務年度実施計画においては、業績指標2-1「酒類製造業者の醸造技術の改善に関する指導相談の満足度」についてアンケート調査の内容を見直した上で実施し、目標値を「80%」から「85%」に引き上げました。アンケート調査は酒類製造業者を対象としており、酒類製造業者は高い水準の醸造技術が求められることから、7段階評価でより詳細に実施し、醸造技術指導等の施策を行う上で、従来以上に適切に課題を把握し、内容の充実を図ることとしています。また、新たに参考指標として「酒類製造業者に対する表示事項確認調査実施件数」を設定しました。

ロ 構造・経営戦略上の問題への対応策

中小酒類業者の経営改善等については、各地の酒類業組合等からの要請に基づく中小企業診断士等の専門家を講師とした研修会の実施や中小企業施策に関する情報提供等を行うことにより酒類業者の自主的な取組を支援していきます。

また、輸出環境の整備については、酒類の輸出に関する手続きの情報提供や経済連携協定（EPA）交渉への対応等を行っていきます。

ハ 技術面における取組と独立行政法人酒類総合研究所との連携

酒類総合研究所と連携して、酒類中に含まれる様々な成分について、酒類業者との

意見交換を活発に行いながら、流通管理及び酒類の安全性に関する技術相談を積極的に行うとともに、食品の規格を定めるコーデックス委員会において議論されている物質について分析・検討を行います。

(3) 平成22年度予算要求等への反映

消費者の立場に立ち酒類の安全性の確保等を図るとともに、酒類業の健全な発展に向けた諸施策に必要な経費の確保に努めます。

○ 業績目標 2-2 : 酒類の取引の安定や未成年者飲酒防止等の社会的要請など、酒類業界を取り巻く環境の変化に対応した行政を推進します。

1. 業績目標に関する基本的考え方

致酔性・依存性を商品特質とする酒類については、近年の規制緩和の進展や人口減少社会の到来などによりその市場に大きな変化が見られることを踏まえ、公正な取引の確保に取り組みます。また、未成年者飲酒防止や飲酒運転根絶等の社会的要請がますます高まりを見せており、業界の自主的な取組への支援等に努めます。

更に、酒類の容器や製造過程において発生する食品廃棄物に係る対策が必要ですので、その周知・啓発等に努めます。

2. 平成20事務年度の事務運営の報告

(1) 酒類の公正な取引環境の整備

[平成20事務年度実施計画]

酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、平成18年8月に「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「新指針」といいます。）を公表・周知するとともに、これに基づき、取引状況等実態調査を実施し、合理的でない取引が認められた場合には改善を指導し、必要に応じて公正取引委員会と連携して、酒類の公正な取引環境の整備に取り組みます。

(注) 新指針は、公正取引の確保に向けた自主的な取組を促進し、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることを目的に、すべての酒類業者が自主的に尊重すべき酒類に関する公正な取引の在り方について国税庁の考え方を提示するとともに、公正取引委員会との連携方法を明らかにしたものです。

[施策の実施状況]

酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、平成18年8月に公表した新指針を引き続き周知するとともに、これに基づき、大手酒類業者など市場に大きな影響を与える取引を行っている者と認められる者に対して、複数の国税局が連携するなどして、深度ある取引状況等実態調査を実施しました。

調査の結果、合理的でない取引が認められた場合には、文書等により改善指導を行うとともに、必要に応じて公正取引委員会と連携して対応しました。

○参考指標 2-4 : 酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数 (単位：件)

事務年度	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
実態調査件数	1,515	1,532	1,405	2,160	3,257

(出所) 課税部酒税課調

(2) 未成年者飲酒防止対策等の推進

[平成20事務年度実施計画]

未成年者飲酒及びアルコールに起因する迷惑行為等を防止するため、関係各省庁や業界等と連携して、適正な販売管理体制の整備や、業界の自主的な取組への支援を行っていきます。

また、酒類販売管理者の選任義務や「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況については、酒類販売管理協力員等を通じて情報収集を行い、適切な酒類の販売管理調査の実施に努めます。

なお、酒類自動販売機については、関係組合とも連携して年齢確認ができない従来型機の更なる減少に向けて引き続き指導します。

[施策の実施状況]

酒類の販売管理の適正化のため、酒類小売業者に対し、新たに選任した酒類販売管理者に酒類販売管理研修を受講させるよう指導するとともに、前回の受講後3年を経過する酒類販売管理者を対象に研修の定期的な再受講を働きかけました。

また、毎年4月の「未成年者飲酒防止強調月間」に関係省庁と連携した啓発活動を実施するなど、適正な販売管理体制の整備が図られるよう努めました。

さらに、酒類販売管理者の選任義務や「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況について、酒類販売管理協力員等を通じて情報収集を行い、11,600場の酒類小売販売場に臨場して酒類の販売管理調査を行い、問題が認められた販売場に対しては改善を指導しました。

◎参考指標2-5：酒類販売管理協力員による酒類販売管理場の確認場数

会計年度	平成19年度	20年度
確認場数	20,770	20,727

(出所) 課税部酒税課調

なお、酒類自動販売機については、関係組合とも連携して年齢確認ができない従来型機の更なる減少に向けて引き続き撤去を指導しました。

◎業績指標 2-2：酒類自動販売機（従来型機）の設置状況 (単位：台)

会計年度	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
					目標値	実績値
従来型機	30,558	21,598	16,662	12,784	減少	9,873

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 翌年度4月1日現在の状況です。

(注2) 従来型機とは、未成年者のアクセスの防止が可能となるよう技術的改良がなされた酒類自動販売機以外の酒類自動販売機のことです。

○参考指標 2-6：酒類自動販売機の設置状況

(単位：台)

会計年度	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
設置台数	49,103	42,364	37,839	33,763	29,685

(出所) 課税部酒税課調

(注) 翌年度4月1日現在の状況です。

(3) 酒類に係る資源の有効な利用の確保

[平成20事務年度実施計画]

酒類容器のリサイクルや酒類の製造において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業界の取組が促進されるよう、引き続き周知・啓発に努めます。

[施策の実施状況]

酒類に係る資源の有効な利用の確保の観点から、酒類業者の環境法令上の義務を分かりやすく説明した啓発用資料を作成し、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/s hiraberu/senmonjoho/sake/kankyohorei/index.htm>) へ掲載するとともに、酒類業団体等を通じて周知し、酒類業界をはじめとして広く国民に対してリデュース・リユース・リサイクルを中心とした環境への配慮の意識の高揚を図ることに努めました。

また、食品リサイクル法については、同法の改正に伴い創設された定期報告を酒類業者が適切に行えるよう、関係省庁と連携し、リーフレットを作成・配付するなど、周知・啓発を行いました。

3. 平成19事務年度実績の評価結果の平成20事務年度施策等への反映状況

(1) 酒類の公正な取引環境の整備

酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、新指針を周知するとともに、これに基づき、取引状況等実態調査を実施し、合理的でない取引が認められた場合には改善を指導するとともに、必要に応じて公正取引委員会と連携して、酒類の公正な取引環境の整備に取り組みました。

(2) 未成年者飲酒防止対策等の推進

未成年者飲酒等を防止するため、適正な販売管理体制の整備や、業界の自主的な取組への支援を行いました。

また、酒類販売管理者の選任義務や「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況について、酒類販売管理協力員等を通じて情報収集を行い、適切な酒類の販売管理調査の実施に努めました。

酒類自動販売機については、関係組合とも連携して年齢確認ができない従来型機の更なる減少に向けて引き続き指導しました。

(3) 酒類に係る資源の有効な利用の確保

酒類容器のリサイクルや酒類の製造において発生する食品廃棄物の発生抑制等につい

て、酒類業界の取組が促進されるよう、引き続き周知・啓発に努めたほか、関係省庁と連携を図りつつ法令に基づく適切な処理に努めました。

4. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

平成20事務年度は、酒類業組合等に対して行政施策の説明を10,425回実施しました。

説明回数の主な内訳は、①活性化・経営革新に関するもの1,167回、②酒類の公正な取引環境の整備に関するもの1,819回、③未成年者飲酒防止に関するもの2,232回、④酒類容器のリサイクルなどに関するもの754回です。

○参考指標 2-3：酒類業組合等に対する行政施策の説明回数 (単位：回)

会計年度	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
説明回数	15,377	15,240	16,404	12,218	10,425

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 説明回数は、説明会等において複数の行政施策を説明した場合には、重複して集計しています。

なお、行政施策の説明は、税制改正や制度改正等の周知等を目的としており、各年度によって、開催回数に変動があります。

(注2) 平成19年度までの実績値は、事務年度にて集計。

5. 今後の施策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

イ 酒類の公正な取引環境の整備

引き続き推進 改善・見直し 廃止

ロ 未成年者飲酒防止対策等の推進

引き続き推進 改善・見直し 廃止

ハ 酒類に係る資源の有効な利用の確保

引き続き推進 改善・見直し 廃止

(2) 施策への反映に向けた提言

イ 酒類の公正な取引環境の整備

酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、新指針を周知するとともに、これに基づき、取引状況等実態調査を実施し、合理的でない取引が認められた場合には改善を指導するとともに、必要に応じて公正取引委員会と連携して、酒類の公正な取引環境の整備に取り組みます。

なお、平成21事務年度実施計画においては、新たに業績指標として「酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数」を設定しました。

ロ 未成年者飲酒防止対策等の推進

未成年者飲酒等を防止するため、適正な販売管理体制の整備や、業界の自主的な取組への支援を行っていきます。

また、酒類販売管理者の選任義務や「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況について、酒類販売管理協力員等を通じて情報収集を行い、

適切な酒類の販売管理調査の実施に努めます。

なお、酒類自動販売機については、関係組合による自販機撤廃の取組を支援し、年齢確認ができない従来型機の更なる減少に向けて引き続き指導します。

ハ 酒類に係る資源の有効な利用の確保

酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業界の取組が促進されるよう、引き続き周知・啓発に努めます。

(3) 平成22年度予算要求等への反映

未成年者飲酒防止等の社会的要請、酒類業界を取り巻く環境の変化に対応した行政の推進に必要な経費の確保に努めます。

○ 業績目標 2-3 : 酒類の製造及び販売業免許について、酒税法その他関係法令を適正に適用し迅速な処理に努めます。

1. 業績目標に関する基本的考え方

酒類の製造及び販売業を行うためには免許が必要です。免許の申請等に当たっては、親切かつ丁寧な説明を行うとともに、透明・公平かつ迅速な処理に努め、申請者等への行政サービス水準の維持・向上に努めます。

また、規制緩和の進展により、酒類免許場が増加しており、長期休業場等についての的確な実態把握を行い免許の取消しを行うなど適切な対応に努めます。

2. 平成20事務年度の事務運営の報告

(1) 酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内での適正・迅速な処理等

[平成20事務年度実施計画]

酒類の製造及び販売業免許については、酒税法その他関係法令を適正に適用しつつ、標準処理期間内の迅速な処理等に努めます。

なお、免許処理に当たっては、透明性・公平性が確保されるよう適切な運用に努めます。

標準処理期間は、免許の種類及び申請等の内容により、原則として、申請書類が提出された日の翌日から起算して2か月以内としています。平成20事務年度においては、構造改革特別区域法（以下「特区法」といいます。）の改正に伴う果実酒などの酒類製造免許の申請が見込まれるところですが、標準処理期間内の処理件数割合の目標値を100%として処理を行います。

[施策の実施状況]

酒類の製造及び販売業免許の処理については、酒税法その他関係法令の遵守状況、事業に必要な資金や設備等の保有状況、酒類の適正な販売管理体制が構築されるか否かなどの要件について適正・厳格な審査を行いました。

また、主に免許審査を集中的に担当する部門の設置や免許処理システムの活用などにより、迅速な処理に努めた結果、平成20事務年度における業績指標として設定した「酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合」について、目標値とした「100%」を達成しました。

また、増加する長期休業場等に対して、的確な実態把握を行うとともに、必要に応じて免許を取り消すなど、適切な免許管理に努めました。

◎業績指標 2-3：酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合（単位：％）

会計年度	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
					目標値	実績値
処理件数割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100	100.0

(出所) 課税部酒税課調

(注) 平成19年度までの実績値は、事務年度にて集計。

(2) 特区法に基づく製造免許・特産品しょうちゅうの製造免許の申請者等への的確な対応

[平成20事務年度実施計画]

特区法に基づく製造免許の申請者や特産品しょうちゅうの製造免許申請者等に対しては、申請書類の作成や記帳義務・納税申告手続き等について懇切丁寧な説明に努めます。

[施策の実施状況]

特区法に基づくその他の醸造酒（いわゆる濁酒）の製造免許や特産品しょうちゅう製造免許の申請に対しては、免許の要件、各種の義務及び手続等について懇切丁寧な説明に努めました。

また、新たに特区認定を受けた地方公共団体の開催する事業者向けの説明会に講師を派遣し、効率的・効果的な制度内容の周知に努めました。

○参考指標 2-8：構造改革特別区域法に基づく酒類製造免許付与件数の推移（単位：件）

会計年度	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
付与件数	26	24	31	36	21

(出所) 課税部酒税課調

3. 平成19事務年度実績の評価結果の平成20事務年度施策等への反映状況

(1) 酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内での適正・迅速な処理等

適正かつ迅速な処理に努めた結果、業績指標2-2「酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合」について、引き続き目標値である「100%」を達成しました。

(2) 特区法に基づく製造免許・特産品しょうちゅうの製造免許の申請者等への的確な対応

従来からのその他の醸造酒の製造免許の申請者に加え、平成20年5月の特区法の改正に伴い新たに創設された特例措置に基づいた果実酒等の製造免許の申請者や特産品しょうちゅうの製造免許の申請者等に対して、懇切丁寧な説明に努めるとともに、地方公共団体と協力するなど、効率的、効果的な制度の周知にも配慮して、同制度の円滑な定着と酒税の保全に向けて取り組みました。

4. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法に基づき免許付与が制限されていた緊急調整地域の指定が平成18年8月31日に失効したことから、平成18年度には小売業免許の申請件数

が増加しましたが、平成19年度以降、申請件数は減少しました。

なお、平成20年5月に特区法が改正され、新たに果実酒等の酒類製造免許の要件の緩和が認められました。

○参考指標 2-7：酒類製造免許場数及び酒類販売業免許場数の推移 (単位：場)

会計年度		平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
酒類製造 免許場数		3,146	3,139	3,141	3,150	3,118
酒類販売業 免許場数	卸売業	内12,597 14,417	内12,199 13,992	内11,871 13,633	内11,683 13,373	内11,349 12,948
	小売業	171,674	170,975	178,124	179,624	178,009

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 各会計年度末現在の状況です。

(注2) 一製造場で複数の酒類の免許を有しているものについては、1場として集計しています。

(注3) 酒類卸売業免許場数の内書は卸売業と小売業の兼業場です。

(注4) 酒類小売業免許場数は、販売できる酒類の範囲の条件が全酒類であるものです。

(注5) 平成20年度は暫定値です。

5. 今後の施策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

イ 酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内での適正・迅速な処理等

引き続き推進 改善・見直し 廃止

ロ 特区法に基づく製造免許・特産品しょうちゅうの製造免許の申請者等への的確な対応

引き続き推進 改善・見直し 廃止

(2) 施策への反映に向けた提言

イ 酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内での適正・迅速な処理等

酒類の製造及び販売業の免許については、適正かつ迅速な処理に努め、業績指標2-3「酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合」について、引き続き目標値である「100%」の達成を目指します。

なお、平成21事務年度実施計画においては、新たに参考指標として「酒類業免許の処理件数」を設定しました。

ロ 特区法に基づく製造免許・特産品しょうちゅうの製造免許の申請者等への的確な対応

特区法に基づく製造免許の申請者や特産品しょうちゅうの製造免許の申請者等に対して、引き続き懇切丁寧な説明に努めます。

(3) 平成22年度予算要求等への反映

酒類業の製造及び販売業免許について、酒税法等を適正に適用し迅速な処理を行うために必要な経費の確保に努めます。